

国の教育ローンのご利用を

日本政策金融公庫では、高校や大学、専門学校などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした融資制度「国の教育ローン」を実施しています。

東日本大震災により被災した世帯は、災害特例措置もあります。

ご利用する世帯の条件に所得制限などがありますのでお問い合わせください。

▽融資金額 1人あたり300万円以内

▽利率 年2・35%（母子家庭の場合は年1・95%）

※平成24年9月10日現在

▽返済期間 15年以内（交通遣児家庭または母子家庭は18年以内）

▽返済方法 元利均等毎月払い ※ボーナス月増額返済も可能です。

◆災害特例措置の場合
▽利率 年1・95%（母子家庭の場合は年1・55%）

▽返済期間 18年以内

◆申込先・問い合わせ
教育ローンコールセンター（☎0570-1008656）へ。

山田町国民健康保険運営協議会 委員を公募します

町では、国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するための国民健康保険運営協議会委員（被保険者代表）を募集します。

▷募集人数 4人

▷応募資格 山田町国民健康保険の被保険者（平成25年2月1日時点で20歳以上73歳未満の人）

▷任期 2年間

▷受付期間 12月17日～12月26日

▷申し込み方法 町国保介護課窓口か役場各支所に備え付けの申込用紙に記入し、提出してください。

◆申込先・問い合わせ 町国保介護課国民健康保険係（☎82-3111内線131）へ。

固定資産税に関する 届け出お済みですか

家屋を解体したときや固定資産税の震災特例を受けるときには届け出が必要です。忘れずに届け出ください。

■家屋の解体・名義変更をした場合

家屋を解体したときや未登記家屋の売買や相続などで名義を変更した場合には、町税務課までご連絡ください。連絡がない場合は、確認ができないこともありますので、皆さんのご協力をお願いします。なお、登記による異動がある場合、届け出は不要です。

■被災した資産に代わる資産を取得した場合

震災で被災した固定資産に代わる資産を取得した場合は、申告により固定資産税の軽減が受けられます。内容については下表のとおりです。なお、被災代替住宅用地の特例については、住宅用地を取得後すぐに住宅を建築



被災代替家屋は固定資産税の軽減を6年間受けることができます

しない場合に申告が必要です。

※被災代替償却資産の特例申告は、毎年1月に受け付ける固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

◆申告先・問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113、114）へどうぞ。

◆固定資産税の震災特例制度

区分	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対象	①被災住宅用地の所有者 ②①の者から相続のあったときは、その相続人 ③①の三親等内の親族で、被災代替土地に新築される家屋に所有者と同居を予定する人 ④①が法人の場合の合併法人または分割承継人	①被災家屋の所有者 ②①の相続人 ③特例適用家屋に同居する者の三親等内の親族 ④①、②が法人の場合の合併法人または分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②①の者から被災償却資産を取得した相続人 ③①が法人の場合の合併法人または分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに宅地を取得した場合、実際に住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	震災により損壊した家屋の改築または、滅失した家屋の代替家屋を取得した場合、最初の4年度分の税額を2分の1、その後の2年度分を3分の2に減額	震災により損壊した償却資産を改良したり、滅失した償却資産の代替償却資産を取得したりした場合、固定資産税の課税標準額を4年度間2分の1に軽減
取得期限	平成33年3月31日		平成28年3月31日
適用期間	3年度間	6年度間	4年度間